

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 一部を改正する法律案の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする（※）。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定については令和2年4月1日

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の目的

- 教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

教師の勤務の長時間化の現状と要因

- 教員勤務実態調査(平成28年度)の結果等から、長時間勤務の要因を分析(前回平成18年度調査)

教諭の1週間当たりの学内勤務時間
(※持ち帰りを含む)

小学校:57時間29分(53時間16分) 中学校:63時間20分(58時間06分)

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ① 若手教師の増加
- ② 総授業時数の増加(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ③ 中学校における部活動時間の増加(平日7分、土日1時間3分)

学校における働き方改革の実現に向け、着実に施策を展開

☑ 上限ガイドライン(月45時間、年360時間等)

↑ ガイドラインを「指針」に格上げし、在校等時間の縮減の実効性を強化

法改正

☑ 学校・教師の業務の適正化

- ・ 何が教師の仕事かについての社会における共有(大臣メッセージ、プロモーション動画等)
- ・ 部活動ガイドライン、学校給食費徴収・管理ガイドライン、留守番電話の設置
- ・ 校長の勤務時間管理の職務と責任の共有(『やさしい!勤務時間管理講座』動画)
- ・ 労働安全衛生管理の徹底

☑ 学校における条件整備

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフ・外部人材の活用

☑ 改革サイクルの確立

- ・ 改革の取組状況を市町村ごとに把握し公表、効果的な事例の横展開

☑ 中央教育審議会における更なる検討

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討(平成31年4月17日に中教審に諮問)

☑ 休日の「まとめ取り」の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について(令和元年6月28日付け通知)



地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」導入ができるよう、一年単位の変形労働時間制の適用を可能に(選択的導入)

法改正 ※骨太方針2019に記載

- 勤務条件条例主義(ただし、地方公務員法第55条第1項の職員団体による交渉や同条第9項の協定の対象事項)
- 一年単位の変形労働時間制導入に伴う労働法制上の枠組み(連続労働日数は原則6日以内、労働時間の上限は1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限は年間280日、時間外労働の上限は1箇月42時間・年間320時間等)
- すべての教師に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用
- 「指針」や部活動ガイドラインの遵守、インターバルの導入など、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組み
- 長期休業期間中の業務量の縮減促進

○ 学校における働き方改革の中教審答申から3年後(令和4年)を目途に勤務実態状況調査を実施

○ 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施